

平成 29 年 4 月受付分 Q & A

介護予防通所介護サービス

Q 1

総合事業における介護予防通所介護サービス事業について、複数の事業所を利用することはできますか。

予防給付と同じく、複数の介護予防通所事業所を利用することはできません。

Q 2

では、なぜ総合事業における介護予防通所介護サービスのサービスコードに「支援 2 (週 1 回程度)」が新設されたのでしょうか。

総合事業における介護予防通所介護サービスと運動器機能向上通所サービスの併用を想定したものです。

Q 3

要支援 2 の方が、介護予防通所介護サービスだけを週 1 回しか利用しなかった場合は、「支援 2 (週 1 回程度)」のサービスコードを使う必要がありますか。

使う必要はありません。要支援 2 (3,377 単位) で請求頂いて構いません。当該コードはあくまでも、介護予防通所介護サービスと運動器機能向上通所サービスの併用を想定したものです。

Q 4

運動器機能向上通所サービスと支え合い通所介護サービスを同一施設内で実施したいと考えています。

1 台の送迎車で運動器機能向上通所サービスと支え合い通所介護サービス、それぞれの利用者を送迎しても構いませんか。

以下の条件を満たしていれば可能です

条件：1 送迎は自宅と施設間に限り、途中の立ち寄り(病院等)は一切しない。

2 運動器機能向上通所サービス利用者からはサービス提供に係る報酬(第 1 号支給費)以外の輸送に係る料金は徴収しない。

3 支え合い通所介護サービス利用者からは輸送に係る一切の料金は徴収しない。

(平成 29 年 4 月 6 日 岩手運輸支局輸送監査部門 確認)

\* 事業所は送迎中の交通事故に対し賠償が可能である交通事故保険等へ加入して下さい。

Q 5

通所介護や通所リハビリテーションなど既存介護事業所の指定基準を超えているスペースを活用して総合事業を実施する場合、当該介護事業所は当該介護サービスに係る指定権者に対して変更届を出す必要があるか。

通所介護や通所リハビリテーションなど既存の介護事業所の指定基準を超えているスペースを活用して総合事業を展開する場合には、当該介護事業所の指定基準を遵守し、利用者の処遇が低下しないように留意する必要があるが、その前提で事業が展開される場合には、指定権者に対する変更の届出は不要である。

\* 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A  
【平成27年3月31日版】

Q 6

介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業の内、「通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）」を介護予防通所リハビリテーションと一体的に行う場合の考え方について、『「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】』の問9から問14の問答を準用する形で良いか。

準用して構わない

(平成29年3月21日 県南広域振興局確認)

Q 7

総合事業における介護予防通所介護サービスと予防給付である介護予防通所リハビリテーションは併用できますか。

介護予防通所介護(予防給付)と介護予防通所リハビリテーションが併用できないことと同様に、併用はできません。

(厚生労働省QA 平成18年4月改定関係Q&A (Vol.1) について 平成18年3月22日)

**Q 8**

介護予防通所リハビリテーション(予防給付)又は運動器機能向上加算を算定している介護予防通所介護サービス(総合事業)と、運動器機能向上通所サービス(総合事業)は併用可能ですか。

- ・ 介護予防通所リハビリテーション(予防給付)
- ・ 運動器機能向上加算を算定している介護予防通所介護サービス(総合事業)
- ・ 運動器機能向上通所サービス(総合事業)

上記3つのサービスは、いずれも身体面の機能向上を目的としており併用することは想定していません。

しかしながら、介護予防ケアマネジメント内で「併用することで明確に身体機能向上が図れる」とアセスメント及び評価が可能であれば事前にご相談下さい。なお、以下の場合については併用を認めません。

- (例)
- ・ 他方事業の定員が満床のため利用する
  - ・ 区分支給限度額に余裕がある為
  - ・ 自宅にいないことができない等の理由で日中活動の場を確保したい 等

**Q 9**

運動器機能向上通所サービスの人員は最低3人(管理者、従事者2名(内1名機能訓練指導員))必要ですが、担当者会議で管理者が不在になることがあり得ますが、問題ありませんか。なお、利用定員は10名以下です。

担当者会議は当該運動器機能向上通所サービスの職務に含まれることから問題ありません。しかし、緊急時には連絡が図れる体制は確保して下さい。

職員1名が担当者会議で不在となっても、機能訓練指導員1名及び従事者1名(管理者でも可)がサービス提供に従事して下さい。

なお、管理者と機能訓練指導員又は従事者は兼務できません。利用定員は10名以下であれば最低3人の職員が必要です。

Q10

要支援認定者は介護度が更新になった方から順次、総合事業へ移行することとなっていると思いますが、利用事業所が4月1日から総合事業に移行した場合は、介護度が更新になる前であっても、利用事業所は総合事業の請求コードを利用する必要がありますか。

順次移行のルールに合わせると、介護度更新後の提供サービスから総合事業に移行すると思いますが。

要支援認定者は介護度が更新になった方から順次、総合事業の請求コードに切り替わります。「順次移行のルール」に基づき、ケアプラン(給付管理票)も介護度が更新になるタイミング総合事業に切り替わるので、利用事業所が総合事業の指定を受けてもケアプラン(給付管理票)が予防給付のままである場合は、予防給付の請求コードを使用して下さい。

ただし、「順次移行のルール」に関わらずケアプラン(給付管理票)が総合事業で作成されている場合は、利用事業所の請求コードも総合事業コードを使用する必要があります。

Q11

Q10にある「ただし、「順次移行のルール」に関わらずケアプラン(給付管理票)が総合事業で作成されている場合は、利用事業所の請求コードも総合事業コードを使用する必要があります。」とは具体的にどんな場合ですか？

[事例1]

要支援認定を受けていたが利用実績が無く、初めて介護予防通所介護サービスを使う場合であって下記の場合。

要支援認定期間 平成28年7月1日から平成29年6月30日

サービス利用実績無し

↓

4月1日から初めて通所サービスを利用

利用先は総合事業指定事業所

(3月31日まで予防給付、4月1日から総合事業の指定を受けた事業所)

↓

(選択肢①) 支援認定期間終期の6月30日までは予防給付のケアプラン、7月1日から総合事業のケアプランへ移行する。

(選択肢②) 4月1日の通所サービス利用開始時から総合事業のケアプランで作成

↓

選択肢②でケアプランを作成すると、当該事例に該当

[事例2]

A包括からB包括にケアプランの作成事業所が変更となった場合であって下記の場合

要支援認定期間 平成28年7月1日から平成29年6月30日

利用先 Cデイサービス

(3月31日まで予防給付、4月1日から総合事業の指定を受けた事業所)

↓

4月1日にA包括からB包括に契約変更

Cデイサービスは4月1日以前から継続して利用している

↓

B包括は利用者と新規契約の締結が必要

↓

(選択肢①) 支援認定期間終期の6月30日までは予防給付のケアプラン、7月1日から総合事業のケアプランへ移行する。

(選択肢②) 4月1日から総合事業のケアプランで作成する。

↓

選択肢②でケアプランを作成すると、当該事例に該当

Q12

総合事業の指定を受けると、請求コードはA2(訪問)、A6(通所)になります。しかし、「順次移行のルール」があるので、総合事業移行前の利用者は予防給付の請求コードを使用することで良いですか。ケアプラン(給付管理票)も予防給付です。

サービス提供事業所においてケアプラン(給付管理票)上、総合事業に移行していない利用者は予防給付の請求コードで請求して下さい。

ケアプラン(給付管理票)とサービス提供事業所の請求コードが一致しないと請求エラーとなり請求できません。